



城陽イメージキャラクター
「じょうりんちゃん」

お問い合わせは 国保医療課 (〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4038 FAX56-3999) へ

表(1)平成28年度保険料の料率

区分	平成28年度	平成27年度	差引	
医療分	所得割率	8.28%	7.69%	0.59%
	均等割額	23,630円	22,610円	1,020円
	平等割額	26,840円	25,200円	1,640円
	賦課限度額	540,000円	520,000円	20,000円
支援分	所得割率	2.87%	2.95%	△0.08%
	均等割額	7,880円	8,630円	△750円
	平等割額	9,100円	10,100円	△1,000円
	賦課限度額	190,000円	170,000円	20,000円
介護分	所得割率	3.12%	3.12%	0%
	均等割額	8,570円	8,570円	0円
	平等割額	6,920円	6,920円	0円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	0円

平成28年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やけがをしたときに安心して医療を受けていただくための制度で、国・府・市の負担金などの公費(税金)と加入者の保険料によって医療費がまかなわれています。市では、平成28年4月1日現在で、12,697世帯、21,071人が国保に加入されています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

保険料の負担

国保に加入しているみなさんに納めていただく保険料は医療分・支援分・介護分に分かれています。「医療分」は加入者の医療にかかる分、「支援分」は後期高齢者医療を支える分です。また、「介護分」は40歳から64歳までの国保加入者(第2号被保険者)の介護保険分です。それぞれの負担の考

保険料の負担

え方は、医療分の保険料は1年間に必要な医療費の見込額から、また支援分は後期高齢者の医療にかかる費用から、介護分は社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金に要する費用から、それぞれ国・府・市の負担金を差し引いた残り分を加入者が負担しあうものです。

保険料の料率

保険料として納めていただくのは、医療分と支援分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。平成28年度保険料の単価や率(料率)は、表(1)をご覧ください。

保険料の軽減

所得が一定額より少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援分・介護分それぞれに適用されます。すべて所得の申告書などにより行いますので、必ず確定申告など所得の申告をお願いします。判定基準は裏面の表(3)をご覧ください。

保険料の特別徴収

平成28年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成28年4月支給分の年金から始まっています。4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。

保険料の特別徴収からの変更

特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課窓口への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができます。

保険料の計算方法

医療分、支援分、介護分それぞれの賦課限度額は表(1)のとおりです。

保険料の計算方法

保険料は、加入者の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「平成28年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届きましたら、その内容について表(1)・表(2)、裏面の表(3)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で計算し、届出の翌月以降に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月の前月までの計算となります。

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、受けられる医療などの内容はみなさん同じです。そのため、保険料には負担の限度額が設けられています。

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、受けられる医療などの内容はみなさん同じです。そのため、保険料には負担の限度額が設けられています。

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で計算し、届出の翌月以降に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月の前月までの計算となります。

平成28年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成28年4月支給分の年金から始まっています。4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。

特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課窓口への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができます。

特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課窓口への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができます。

特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課窓口への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができます。

表(2)平成28年度保険料の計算方法
保険料=医療分+支援分+介護分

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援分} \\ \text{介護分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課総所得金額} \end{matrix} \times \text{所得割率} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{平等割額} \end{matrix}$$

※賦課総所得金額=総所得金額-基礎控除金額(330,000円)
※介護分は、40歳から64歳までの国保加入者にかかります
※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援分	介護分	保険料(合計)
33万円	7割	29,200円	9,800円	4,600円	43,600円
112.5万円	5割	114,600円	39,100円	32,500円	186,200円
177万円	2割	197,400円	67,500円	57,300円	322,200円
300万円	-	318,800円	109,300円	98,700円	526,800円
600万円	-	540,000円	190,000円	160,000円	890,000円

※保険料軽減の判定基準は裏面の表(3)に記載しています

還付金詐欺にご注意ください!

市職員や日本年金機構の職員などを名乗り、「医療費の還付金がまだ返金されていない」などと言葉巧みに誘い出し、ATMから振り込みをさせる被害が相次いで発生しています。城陽市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、申請いただいた振込先に振り込みますので、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。

不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。

- ① あわてない、動揺しない
- ② 必ず本人や関係行政機関に連絡する
- ③ 振り込む前に家族に相談する
- ④ ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う

※不審な電話がかかってきたら、関係機関にお問い合わせください

問消費生活センター ☎(56)4052

城陽警察署 ☎(53)0110

コンビニで納付できます

国民健康保険料は、コンビニで納付ができます。送付される納付書を確認してください。バーコードがある納付書はコンビニで納付できますが、次の場合はコンビニで納付できませんのでご注意ください。

- バーコードがないもの
- 一枚の納付書の額が30万円を超えるもの
- 納期限が過ぎたもの
- 金額が訂正されたもの
- バーコードが汚れないように読み取れないもの
- ※納付できない場合は金融機関などで納付してください

保険料の納付は口座振替で

口座振替のお申し込みについては、市内の取扱金融機関でお手続きください。通帳、通帳出印と平成28年度国民健康保険料納入決定・更正通知書を持参のうえ、取扱金融機関備え付けの「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関に申し込みください。

市外の取扱金融機関をご利用の場合は、税務課納付係(☎56)4024へご連絡ください。「口座振替依頼書」をお送りします。※口座振替の開始は「口座振替依頼書」が市役所に到着した月の翌月分からです

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、納付状況に応じて有効期限が3カ月・6カ月・12カ月などに限定される「短期被保険者証」の交付になります。この短期被保険者証の有効期限が切れると、更新の通知と納付が困難な場合の相談先「京都地方税機構(☎46)6568」を案内しています。

保険料が未納で被保険者証の有効期限が切れていても国保の資格はありますので、医療機関にかかる場合は必ず事前に、国保医療課窓口でご相談ください。また、災害やその他特別な事情がないのに納期限から1年以上保険料を滞納すると、被

保険料の減免

保険料の納付が次のような事情で困難な人は、保険料を減免できる場合があります。ただし、所得割額が賦課されている人(給付制限を受けている人は除く)が対象です。必ず納期限内(当初賦課分は6月30日まで)に、国保医療課窓口でご相談ください。

○災害などにより居住用の固定資産が被害を受けた人

○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人

○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人

○給付制限を受けている人(例：拘留所などに拘禁されている人)

※所得の減少については、市の定める基準を満たした場合に限られます

※減免の可否については市の基準に基づき審査を行います

70歳以上の負担割合

平成26年4月1日から、70歳以上の人の窓口負担は、次のとおりとなっています。○誕生日が昭和19年4月1日以前の人：平成26年4月以降も負担割合は1割(現役並み所得者は3割) ○誕生日が昭和19年4月2日以降の人：誕生日の翌月(ただし誕生日が1日の人はその月)から2割(現役並み所得者は3割)

ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されているお薬(先発医薬品)と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価なお薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、窓口負担が軽減できます。城陽市では国民健康保険加入者でジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の負担額を低減できる可能性のある人に差額通知を送付していますので参考にしてください。※お薬代が下がっても、処方せん料などの有無により、支払金額は先発医薬品使用時

被保険者証のカードケースを置いています

国民健康保険被保険者証の収納に便利なカードケースを各コミセンと地域ふれあいセンターに置いてありますので、ご自由にお持ち帰りください。

各種がん検診受診費用助成券

各種がん検診を10月31日まで実施しています。ただし、子宮頸がん検診の対象者は20歳以上の西暦奇数年生まれの女性、乳がん検診

特定健診が無料で受けられます

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。対象者には個別に通知いたします。

表(3)平成28年度保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	[33万円] 以下
5割軽減	[33万円+26.5万円×加入者数] 以下
2割軽減	[33万円+48万円×加入者数] 以下

人間ドック・脳ドック受診補助の申込結果

4月13日～22日まで募集しました平成28年度の人間ドック・脳ドック受診補助について集計を行った結果、国保加入者の人間ドック・脳ドックは、定員740人に対し1,528人、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックは、定員285人に対し643人の申し込みがありました。補助を受ける人は、国民健康保険運営協議会委員による抽選で決定し、申し込み者全員に結果通知を送付しています。

抽選の際の優先順位は次のとおりです。

- ① 平成27年度落選した人
- ② 平成27年度申し込みをしていない人
- ③ 平成27年度当選したが、キャンセルした人
- ④ 平成27年度当選し、受診した人

※今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックにおける申し込みは初めてとなりますので、②に該当します

なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受けることができませんのでご注意ください。

平成28年度人間ドック・脳ドック申込結果

健診種別	国保加入者のドック		高齢者(75歳以上)のドック	
	申込者数	定員	申込者数	定員
人間ドック	415人	210人	123人	60人
脳ドック	198人	110人	160人	75人
人間ドック・脳ドック併用コース	915人	420人	360人	150人
合計	1,528人	740人	643人	285人